

令和6年3月29日

▼タイトル

「災害時における相互連携に関する協定」の締結について

この度、西日本電信電話株式会社と本市の間で、「災害時における相互連携に関する協定」を締結しますので、お知らせします。

なお、調印式については開催いたしません。

1. 締結相手先

西日本電信電話株式会社滋賀支店（大津市浜大津一丁目1番26号）

2. 協定締結日

令和6年4月1日

3. 協定内容（概要）

この協定は、高島市内で災害が発生した場合に、道路啓開や通信設備の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等を実施するため、西日本電信電話株式会社と高島市における連携や協力の基本的事項を定め、市民生活の早期安定を図ることを目的とするものです。

本協定の締結により、ライフラインの早期復旧に関する体制の強化を図ります。

※道路啓開とは

緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることを言います。大規模災害では、応急復旧を実施する前に救援ルートを確認する道路啓開が必要となります。

▼問い合わせ先

- 所 属：高島市 政策部危機管理局防災課
- 担 当：中田
- 電話 番号：0740（25）8133
- ファックス：0740（25）8551